

松江市監査委員告示 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 31 年 3 月 28 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 元年 5 月 9 日

松江市監査委員 松 本 修 司
松江市監査委員 安 來 弘 喜
松江市監査委員 田 中 明 子

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>入出金について、目的、使途に関しては、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の団体の会計事務処理については改善される必要がある。これまで平成 28 年度から 3 ケ年にかけて、平成 28 年度の調査結果で回答のあった課（かい）のすべての団体について調査を実施した。その結果、平成 28 年度は会計処理規程の未整備について指摘し、改善を求めたところである。その後、平成 29 年 4 月 20 日付人第 26 号で通知された「準公金に関する取扱方針について」の効果を 2 ケ年目に検証したが、十分に周知が図られていないことが判明した。このため、平成 29 年度の行政監査報告書において、再度、同通知の周知徹底について要望したところであるが、今年度調査したすべての課（かい）において、会計事務取扱マニュアルが作成されていることを確認した。なお、会計責任者等による諸帳簿のチェックについては、少なくとも四半期に 1 回程度は実施されたい。今後も、新たに任意団体の事務を担う場合も想定されるため、定期的に「準公金に関する取扱方針について」の周知を図るとともに、会計事務の研修を実施する等、適正な会計事務の執行に努められるよう望むものである。</p> <p>(人事課)</p>	<p>「準公金に関する取扱方針について」は全庁的に閲覧が可能なように縁 sys 掲示板に掲載するとともに、毎年度 1 回は必ず全庁的な説明会や通知の発出により周知を行うこととしています。</p> <p>なお、会計責任者等による諸帳簿のチェックについては、取扱方針において、月末などに定期的に確認を行うよう定めていることから、周知徹底を図りながら、引き続き適正な会計事務の執行に努めていきます。</p> <p>(人事課)</p>